◆国保税の計算方法 (平成26年度の国保税の計算方法は次のとおりです)

国保税= ●医療給付費分+❷後期高齢者支援金等分+❸介護納付金分(40歳~64歳の加入者のみ対象)

所得割額 (世帯の加入者の所得に応じて計算)

均等割額 (世帯の加入者数に応じて計算)

平等割額 (1世帯当たりの額)

❶医療給付費分

= 【課税標準所得×8.6%】 + 【加入者数×21,200円】 + 【17,900円】

● 軽減判定

❷後期高齢者支援金等分 = 【課税標準所得×2.9%】 + 【加入者数× 7,000円】 + 【6,400円】

= 【課税標準所得×2.0%】 + 【加入者数× 9.400円】 3介護納付金分

※1) 課税標準所得…国保加入者の前年の所得から基礎控除(33万円) を差し引いた額の合算額です。所得とは、事業収入 は必要経費を、給与収入は給与所得控除を、公的年金等は公的年金等控除額をそれぞれ差し引いた額です。

計算例① 軽減がない世帯

【世帯主】 国保・45歳

事業所得 180万円

事業収入 270万円

【妻】 国保・42歳

給与収入 99万円

給与所得 34万円

【子ども2人】

国保・幼児







世帯の合計所得 軽減判定基準超え ⇒『軽減なし』 214万円

●税額の計算

●医療給付費分

【148万円×8.6%】+【21,200円×4人】+【17,900円】= 229,900円

❷後期高齢者支援金等分【148万円×2.9%】+【7,000円 ×4人】+【 6,400円】= 77,300円 3介護納付金分

【148万円×2.0%】+【9.400円 ×2人】

= 48.400円

国保税年税額(①+②+③) ※100円未満切り捨て

=355.600円

計算例② 5割軽減世帯

【世帯主】 国保・73歳

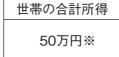


【妻】

国保税年税額(①+②+③) ※100円未満切り捨て

国保・72歳 年金収入 140万円 年金所得 20万円

● 軽減判定



33万円+(24.5万円×2人) 以下(5割軽減判定基準) ⇒『5割軽減該当』

※65歳以上の年金所得は15万円がそれぞれ控除されます。

●税額の計算

年金所得 60万円

●医療給付費分

【27万円×8.6%】+【21,200円×2人×0.5】+【17,900円×0.5】= 53,300円 ❷後期高齢者支援金等分【27万円×2.9%】+【7,000円 ×2人×0.5】+【 6,400円×0.5】= 18.000円

40歳から64歳までの加入者がいないため課税なし

0円

3介護納付金分

= 71.300円

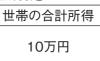
計算例③ 7割軽減世帯

【世帯主】



国保・61歳 年金収入 80万円 年金所得 10万円

● 軽減判定



33万円以下 (7割軽減判定基準) ⇒『7割軽減該当』

●税額の計算

●医療給付費分

3介護納付金分

【所得割なし】+【21,200円×1人×0.3】+【17,900円×0.3】= 11,700円

②後期高齢者支援金等分【所得割なし】+【7,000円 ×1人×0.3】+【 6,400円×0.3】= 4,000円

【所得割なし】+【9,400円 ×1人×0.3】

= 2,800円

国保税年税額(11+22+3) ※100円未満切り捨て

= 18,500円

※国保税について詳しいことは、本庁・国保年金課へ、国保税の支払いについては納税課いずれも **☎**231111へお尋ねください。

平成26年度の

国民健康保険税のお知らせ

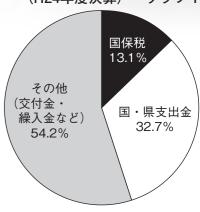
国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに誰もが 安心して医療を受けられるように、加入者で国民健康保険税 (国保税) を出し合い、お互いに助け合うという相互扶助の 制度として、加入者の皆さんに納めていただく国保税と国や 県からの補助金を主な財源として事業を運営しています(グ ラフ1参照)。

市では、高齢化の進展や医療の高度化などで保険給付費は 年々増加しており、国保の財政状況は依然として厳しい状況 が続いています。

このような状況をふまえ、国保事業の健全かつ安定的な運 営を図るとともに、加入者の皆さんが安心して医療サービス を受けていただくために、国保税の納付のご理解とご協力を いただきますようお願いします。

今号では、国保税の具体的な計算方法などについてお知ら せします。

●天草市の国保の財源内訳 (H24年度決算) グラフ1



◆国保税の税率

※亚成25年度(条名)

区分	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
所得割額(税率)	8.6%	2.9%	2.0%
- 均等割額 (1 人当たり)	21,200円	7,000円	9,400円
平等割額 (1 世帯当たり)	17,900円	6,400円	_
課税限度額 (上限額)	510,000円	160,000円	140,000円

次十成23千及(参考)				
医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分		
8.6%	2.9%	2.0%		
21,200円	7,000円	9,400円		
17,900円	6,400円	_		
510,000円	140,000円	120,000円		

※1) 平成26年度は後期高齢者支援金等分と介護納付金分の課税限度額(上限額)が変更になっています。

◆国保税の軽減

世帯主やその世帯の国保加入者の合計所得額が次の軽減判定基準に該当する場合は、均等 割額と平等割額が軽減されます。また、国保加入者であった人が後期高齢者医療制度へ移行 した場合、その人も含めて軽減判定を行います。

■国保税の均等割額・平等割額の軽減判定基準

世帯の国保加入者(旧国保加入者も含む)の合計所得額が

- ①33万円以下…………………………………………………………7割軽減
- ②33万円+(24.5万円×世帯主を含む加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……5割軽減
- ③33万円+(45万円×世帯主を含む加入者数と旧国保加入者数の合計)以下……2割軽減
- ※2) 旧国保加入者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した人のこと。
- ※世帯構成の変更等により、軽減判定をやり直す場合があります。
- ※太字は前年と変更になったところ。